

デジタルアーカイブの利活用

平成26年度、平成27年度著作権委員会 第1部会 中山 英明



要約

文化資産をデジタル情報で記録し、未来に残していこうとする「デジタルアーカイブ」を推進する動きが活発化しています。従来から、著作物を記録保存する「アーカイブ」(archive)は行われていますが、近年のデジタル技術の発達により、その著作物の内容をデジタル化して電子データとして「アーカイブ」を行う「デジタルアーカイブ」(digital archive)が注目されるようになってきました。一例として博物館、美術館、図書館などのホームページから収蔵品に係る画像や関連情報が一般向けに提供され手軽に利用されるようになってきており、デジタルアーカイブの取組は、情報社会の基盤に成長しつつあります。このような状況から、政府の知的財産戦略本部ではアーカイブに関するタスクフォースを設置してアーカイブ関連政策の強化についての検討を行い、その検討結果(「アーカイブに関するタスクフォース報告書」平成26年4月11日http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/dai7/siryou2-2.pdf)が公表されています。

デジタルアーカイブは著作物をデジタル化した上でアーカイブ機関に集積する行為であるため、権利処理が完了していないものについては当然のことながらデジタル化することができません。例えば権利者不明の場合であっても原則として権利者を検索して許諾を得る必要があります。権利者検索を行ったにもかかわらず権利者が見つからなかった場合には、文化庁長官に裁定を申請する必要があります。このようにデジタル化を行うには権利処理に手間がかかるという実態があり、権利処理の問題がアーカイブ機関への集積が進まない原因の一つとされています。アーカイブ機関への集積が進まなければデジタルアーカイブの利用・活用(以下「利活用」という)の促進を図ることはできません。一方、利活用の増加に伴って集積を促進させるための社会インフラが整備されるという環境を構築することも大切ですが、権利者が自らアーカイブ機関への集積を申請したくなるような環境を構築できれば、権利処理の問題も解決することができ、理想的といえます。本稿では権利者からの協力を引き出すことができるインセンティブとしてどのような方法が考えられるか、について言及します。また、孤児著作物に関する提言として、再裁定における要件緩和と裁定制度の拡充についても言及します。

目次

はじめに

1. アーカイブの推進
2. デジタルアーカイブの取組状況
3. 提言

提言①～納本制度に類した法定制度の導入について

提言②～孤児著作物の再裁定の要件緩和について

提言③～裁定制度の拡充について

提言④～各種推定規定の導入によるインセンティブ付与について

まとめ

はじめに

先日、日本弁理士会の研修フェスティバルで「デジ

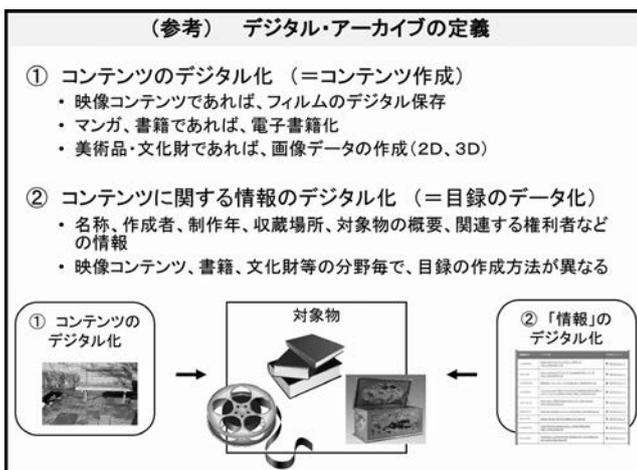
タルアーカイブの利活用」というタイトルで講義を行いました。出席者のほとんどの方が「デジタルアーカイブ」について聞いたことはあるが、知的財産推進計画における重点施策の一つであることまでは知らないという印象を受けました。これは個別のサイトは日常で利用したことがあっても、そのサイトを推進しようとする国家施策にふれることは少ないためであろうと考えられます。「デジタルアーカイブ」とは、既述のように、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料等を集積し、デジタル化した上で、これらの情報を外部に向けて発信するための基礎となる取組です。デジタルアーカイブに係る取組は、

欧州等においても積極的にとり進められており、海外への情報発信のための有力な手段となっています。特に2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定して以降、海外への情報発信としてデジタルアーカイブの取組がますます重要になってくることが予想されます。

1. アーカイブの推進

(1) 知的財産推進計画 2014 におけるデジタルアーカイブとは

政府の「知的財産推進計画 2014」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf> p43~)では、重点施策「第3. デジタル・ネットワークに対応した環境整備」の2. として「アーカイブの推進」が掲げられています。ここでいうアーカイブとはデジタルアーカイブの上位概念としての(すなわちデジタル以外のアーカイブも含めた)アーカイブのことであり、アーカイブ自体は、知的財産推進計画の策定当初から文化遺産に関するデジタル化等、その重要性が認識されており、アーカイブに係る取組が推進されてきました。これまでのアーカイブに係る取組は主として、各分野におけるアーカイブの構築に重きを置くものでしたが、昨今アーカイブへの期待が高まる中、その利活用の強化が求められるようになってきました。ところで、知的財産戦略本部の資料によると、デジタルアーカイブは、以下のように定義されています。



(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai8/siryoul.pdf 「コンテンツのデジタル・アーカイブに関する今後の取組について」)

このように「知的財産推進計画 2014」でいうデジタルアーカイブとは、コンテンツをデジタル化することだけではなく、コンテンツに関する情報(目録)をデ

ジタル化することも含む用語と定義されています。

(2) 知的財産推進計画 2014 の具体的内容

「知的財産推進計画 2014」におけるアーカイブの推進では、具体的に次のように書かれています。

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本文化の発信と教育目的に関するものをアーカイブ利活用の優先分野とするなど、戦略的な取組を推進。利活用のニーズ増大から整備の促進へとつながる好循環の流れを創出。
- その他、資料滅失等の喫緊の課題を有する映画、ゲーム等の分野におけるアーカイブ化の取組を加速化。

このようにアーカイブ化の推進にあたっては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本文化の発信と、教育目的に関するもの及び滅失のおそれのある資料等を優先的に取り込むことが明記されています。また、アーカイブ化を推進してから利活用を強化していくという流れのみならず、利活用のニーズが増大することでアーカイブ化の整備を促進させるという流れを創出することが掲げられています。

2. デジタルアーカイブの取組状況

(1) 取組状況全般について

下の表は、日本コンテンツの主なアーカイブの現状を一覧にしたものです。表の横軸は、アーカイブ化のステージを示したものであり、現物の収集・保存、現物資料情報のデータベース化、資料のデジタル化、資料のネット利用という4つのステージに分けられています。一方、表の縦軸は、様々なコンテンツを分野毎に示したものです。

(参考) 日本コンテンツの主なアーカイブの現状

コンテンツ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化	資料のネット利用
ゲーム	立命館大学ゲーム研究所 資料情報数: 不明 資料数: 約14万点(マンガ)	文化庁 「イテイク」活用アーカイブ事業 資料情報数: 約1.5万タイトル(マンガ) 資料数: 約14万点(マンガ)		
マンガ アニメ	東京大学 資料数: 約14万点(マンガ)等	文化庁 資料数: 約25万冊、雑誌約8万冊 「アニメーション」 約9千タイトル		
出版物等	国立国会図書館 資料数: 約1000万点(図書) 約200万点(図説) 約1000万点(図説)	国立国会図書館 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数: 約1億件(書籍) ※ 全書目録の提供も実施	国立国会図書館 「近代デジタルライブラリー」 約3万点(著作集) 約3万点(著作集) 約100万点(図説) 約100万点(図説) 約100万点(図説)	
放送番組	(公財)放送番組センター 資料数: 約1.9万本(放送番組)	JAPACON 「海外向けコンテンツ情報」 ※ TV番組、アニメ、映画等の 資料情報も提供	(公財)放送番組センター 約1.9万本(放送番組)	
映画	(財)国立美術館 東京国立近代美術館(4Kレスト) 資料数: 約6万7000点(写真) 約60万点(写真) 約5万点(写真)	文化庁 「日本映画情報システム」 資料情報数: 45,521件(映画著作品)	(財)国立美術館 東京国立近代美術館(4Kレスト) 資料数: 約6万7000点(写真) 約60万点(写真) 約5万点(写真)	
文化財	(財)国立美術館 資料数: 約1.9万本(図書) 約200万点(図説) 約1000万点(図説)	文化庁「文化遺産オンライン」 国立文化遺産・地方文化遺産、全国の博物館・美術館提供の現物	(財)国立美術館 東京国立近代美術館(4Kレスト) 資料数: 約6万7000点(写真) 約60万点(写真) 約5万点(写真)	
公文書等	(財)国立公文書館 資料数: 約135万冊(公文書) 約1万冊(重要文化財)	文化庁「文化遺産オンライン」 国立文化遺産・地方文化遺産、全国の博物館・美術館提供の現物	(財)国立公文書館 資料情報数: 不明 資料数: 約13.7万冊 約1万冊(重要文化財)	
アーカイブ化のステージ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化	資料のネット利用

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai8/siryoul.pdf 「コンテンツのデジタル・アーカイブに関する今後の取組について」)

傾向としては一般に、アーカイブ化が最も進んでいるのは出版物の分野であるといわれています。一方、上の表を見ても明らかなように、アーカイブ化が遅れている分野としては、映画、ゲーム等の分野があります。映画に関しては、映画フィルムの収集・保存のみならず、映像をデジタル化して保存するということが果たして最善の方法なのか否かについても課題とされています。ゲームに関しては、ソフトウェアのアーカイブのみならずハードウェアのアーカイブも合わせて検討する必要があるといえます。

デジタルアーカイブの取組とは具体的にどのようなものなのか、また、デジタルアーカイブの取組が現在どのような状況にあるのかについての調査結果は多岐にわたりますが、以下においては出版物等、文化財、映画、写真、ゲームを代表例として紹介したいと思います。

(2) 出版物等

出版物等に係るアーカイブ機関の中心的存在は国立国会図書館であります。国立国会図書館は、納本制度に基づき、図書・雑誌・新聞・楽譜・レコード・地図のほか、CD、DVD、ROMカセット等の音楽、映画、ゲーム等について収集しており、近年、インターネット資料の収集も開始しています。例えば国立国会図書館によるデジタルアーカイブの取組として「国立国会図書館デジタルコレクション」があります。なお、国立国会図書館におけるデジタルアーカイブの取組については3. 提言①の前半にて詳述します。



(<http://dl.ndl.go.jp/>「国立国会図書館デジタルコレクション」トップページ)

(3) 文化財

文化財に係る主なアーカイブ機関としては、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州

国立博物館等の国立博物館の他、国立美術館、文化庁等があります。

①国立博物館、国立美術館

国立博物館では、収蔵物の写真原版（フィルム）のデジタル化による画像データ96万件、デジタル撮影による画像データ5.9万件。国立美術館では、画像データ3.5万件、テキストデータ19万件を提供しています。

②文化庁の文化遺産オンライン

国指定文化財のほか、地方公共団体や登録された全国の美術館・博物館等から提供を受けた文化遺産情報をインターネット上で公開するポータルサイトであり、文化遺産に係る情報約11万件を掲載しています（画像付は約5万件）。地図情報との組合せや、時代、分野、文化財体系等の様々な切り口から文化遺産情報の提供を行っています。



(<http://bunka.nii.ac.jp/>「文化遺産オンライン」トップページ)

(4) 映画、写真

映画に関するアーカイブとして、国レベルの取組としては、映画フィルムの収集・保存をする東京国立近代美術館フィルムセンターのほか、DVDやBDなどの市販ソフトについて国立国会図書館が収集・保存を行っています。写真に関するアーカイブ機関は現在のところなく、公益社団法人日本写真家協会では写真に関するアーカイブ機関として「日本写真保存センター」の設立を要請しています。日本写真家協会では写真フィルムの保存科学、利活用の有効な手段（デジタル化）を調査研究しています。

(5) ゲーム

コンピュータを活用したビデオゲーム、PC用ゲーム、アーケードゲーム等は、どちらかという他の文化資産と比べて歴史が浅く、体系的なアーカイブ構築

が進んでいない分野です。国レベルでのゲームの収集については、国立国会図書館が、納本制度に基づいてDVD-ROM等で販売されているゲームソフトについて収集を行っていますが、現在約4000タイトル程度であり、実績はそれほど高くありません。この他、立命館大学のゲーム研究センターや明治大学の東京国際マンガ図書館といった民間の教育機関においてもゲームソフトの現物の収集が始まっています。

3. 提言

上記取組み状況を踏まえて、著作権委員会第一部会においてデジタルアーカイブの構築・利活用に向けての提言を検討しました。

提言①～納本制度に類した法定制度の導入について

2. (2)で少しふれましたが国立国会図書館におけるデジタル化の状況としては、平成27年3月時点で、古典籍約9万点、図書約90万点、雑誌約124万点、博士論文約14万点を含む約250万点をデジタル化し、うち約49万点を「国立国会図書館デジタルコレクション」としてインターネットで公開しています。国立国会図書館では、基本的には資料種別毎にデジタル化資料の提供を行っています。特徴的なものとして、明治期以降の図書・雑誌のうち、著作権保護期間の満了したもの、著作権者の許諾や文化庁長官裁定を得たもの計約35万点を「近代デジタルライブラリー」としてインターネットで提供しています。国立国会図書館では、著作権法第31条第2項に基づき、資料保存のためにデジタル化を行っており、デジタル化した画像は、館内の端末で提供しています。また、著作権法第23条の公衆送信権についての著作権処理が完了したものについては、画像のインターネット提供を行っています。

出版物の分野においてデジタルアーカイブの構築・利活用が進んでいる理由としては、国立国会図書館の「納本制度」に依るところが大きいと考えられます。「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度であり、日本では国立国会図書館法に規定されています。納本制度は昭和23年に開始され、60年以上の実績があります。納本された出版物は国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

このような状況に鑑みれば、公益的な観点から、他分野においても納本制度に類した法定制度の導入を検討してもよいと考えます。そのためには国立国会図書館のような主となるアーカイブ機関を設置または公認し、そのようなアーカイブ機関への納入を行うべき主体を明確にすることが必要です。その際に、新設または新公認となるアーカイブ機関が公益に適うといえるには、現在公認の従来アーカイブ機関と同様またはそれ以上の中立性・公平性・機密性を法律で担保するといった周辺整備が必要になるものと思われます。もちろん法定制度の導入は権利者に新たな義務を負わせるものであるため、過度の負担にならないよう十分な意見聴取をしたうえで慎重に検討しなければならないことはいまでもありません。

提言②～孤児著作物の再裁定の要件緩和について

「再裁定」の定義の前に、孤児著作物とその裁定による利用についてご説明いたします。

国立国会図書館では、「孤児著作物」のデジタル化についても積極的に取り組んでいます。「孤児著作物」とは、権利者の存否や、その所在や連絡先が不明な著作物をいいますが、孤児著作物の場合、権利者が不明であるため権利者に対してアーカイブ機関への集積を依頼することすらできません。このような孤児著作物問題を解決するために「裁定制度」があります。裁定制度は、著作権法第67条1項に規定されており、著作権者の不明その他の理由により、「相当な努力」を払っても権利者と連絡できない場合に、補償金を供託すればその著作物を使ってよいというものです。つまり、裁定制度を利用すれば孤児著作物のデジタル化が可能なのですが、旧来、「相当な努力」を払ったと認められるためには大変な労力を要し、結果として裁定制度の利用は限定的でした。そこで、文化庁は、平成26年8月に裁定制度における権利者搜索のための「相当な努力」の内容を見直し、裁定の手引きを改訂しました。

見直し前は「相当な努力」の要件を満たすには、次に示すア)～カ)の6つの要件を全て満たす必要がありました。

- ア) 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧
- イ) ネット検索サービスによる情報の検索
- ウ) 著作権等管理事業者等への照会

- エ) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会
- オ) 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会
- カ) 下記のいずれかの方法で、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める
- ・ 日刊新聞紙への掲載
 - ・ 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトにて30日間以上掲載

見直し後の「相当な努力」の要件は次に示す①～③のように改訂されました。

- ① ア、イのうち適切なものを選択すればよい
- ② エの照会は不要とし、ウ及びオの照会をすれば足りる
- ③ カのうち CRIC のウェブサイトでの広告について、申請に必要な掲載機関を 7 日以上に短縮する（最低掲載期間を7日に短縮する）

(http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/minaoshi.pdf「権利者不明等の場合の裁定制度の見直しについて」)

これにより、裁定の申請にかかる時間と費用がかなり減ることになり、孤児著作物のデジタル保存自体は大幅な改善が図られました。この点では一定の効果があったということはできますが、相当な努力の要件が緩和されたとはいえ、一度の裁定が永遠に有効なものではありません。例えば、孤児著作物のデジタル保存物を元の著作物とは異なるメディアに活用しようとする場合や、裁定で申請した利用期間を経過した場合等には、利用者は改めて文化庁長官の裁定を受けなければ適法な利用になりません。また、一度裁定が認められた孤児著作物について、第三者がその孤児著作物を利用するには、別途裁定を申請する必要があります。このような2回目以降の裁定申請手をまとめて「再裁定」と呼びます。

現状では孤児著作物を利用するにあたって、再裁定で相当な努力を繰り返す必要があることから、利用者にとっての労力は依然として大きいものとなっています。これでは、再裁定による孤児著作物の利活用の促進は期待できません。

しかし、一度裁定が認められたということは、その裁定を申請した人が相当な努力を払って既に権利者捜

索がなされたにもかかわらず発見されなかったわけですから、同一著作物に係る再裁定の申請手続については補償金の供託のみを条件とする等、再裁定の要件緩和を検討してもよいと思われます。さらに、その場合には、アーカイブ機関に集積される情報として、すでに裁定を受けた孤児著作物であること等を明示してあげることで孤児著作物の利活用の促進が期待できます。

提言③～裁定制度の拡充について

この提言③は他の提言とも密接に関連しており、すなわち公認のアーカイブ機関の権利拡充に関するものです。

出版物等の分野においては国立国会図書館といった公認のアーカイブ機関が存在しているため、出版物等の集積については充実したものとなっています。しかし、それ以外の分野においては出版物等ほどアーカイブ機関への集積が進んでいません。その原因の一つとして権利処理の問題があり、例えば権利関係者が多数存在したり、孤児著作物であったり、権利者の協力を得ることが困難な場合等が挙げられます。確かに著作者・著作権者の権利を侵害しないように配慮することは必要ですが、配慮されるべき権利者が不明であるような状況では公益的な観点からアーカイブ機関への集積を優先させる方が望ましいといえます。欧州では市民による Political disobedience（主義にあわない政策には敢えて従わない行為）によって強引に、旧来型著作権制度からの進歩がすすめられてきました。日本では市民の著作権尊重精神が高いため、欧州と同じようにはいかないものの、欧州の制度を参考にすることで、現行の裁定制度の拡充を直ちに検討してもよいと思われます。

このような検討は、孤児著作物の集積および利活用に関する制度面において日本よりも進んでいるといわれる欧州においても完成を見たわけではなく、今も活発に議論されているところであり、裁定制度の拡充を検討するには、参考として欧州におけるアーカイブ政策の動向を見ておくことも必要といえます。

<欧州におけるアーカイブ政策の紹介>

① EU の動向

EU の動向としては、欧州議会による EU 孤児著作物指令

が挙げられます。EU 孤児著作物指令とは、公共図書館等が、その所蔵品に含まれる著作物等のうち、入念な調査を経ても権利者が不明であるものを、デジタル化等のために複製する行為及び公衆に対して利用可能とする行為を認める制度です。要するに、EU 域内にある図書館や放送局といった公的な文化施設が、「入念な調査」を行っても権利者が不明であったものについては、デジタル化してオンラインで公開してもよいというものです。権利者搜索の要件とされる「入念な調査」とは、日本の裁定制度の「相当な努力」とほぼ同じものであります。本制度を利用するには、孤児著作物の欧州共同体商標意匠庁（OHIM）への登録が必要とされています。英・独・仏では、OHIM のデータベースに登録された孤児著作物を第三者が利用する際には、改めて入念な調査をする必要はありません。

②イギリスの動向

イギリスには、日本の裁定制度と同様の強制許諾制度が存在しますが、この制度は実演の権利に関するものです。このほか、イギリスには拡大集中許諾制度という仕組みがあります。この仕組みはもともと北欧諸国で導入された仕組みであり、日本でいう著作権等管理事業法（JASRAC 等の事業の根拠法）に似ていますが、取り扱えるライセンス契約の対象者を権利管理団体のメンバー以外にも拡張するという点が特徴的です。すなわち、一定の要件を満たした団体に対して、そのメンバー以外の作品についても許諾権を与えるというものです。ただし、メンバー以外の作品について利用料を取って、これを権利者に分配する責任を負いますので、孤児著作物の場合には、利用を許諾する団体が権利者を捜し出す必要があります。

③フランスの動向

フランスには、20 世紀の絶版書籍の電子的利用に関する法律というものがあります。同法は、絶版書籍の著作者及び印刷形態での複製権を有する元々の発行者（出版社等）以外の第三者に対して、絶版書籍の電子形態での複製や公衆送信等（以下「電子的利用」という）を許可するものです。対象となる絶版書籍は、2000 年 12 月 31 日以前にフランスで発行された書籍であって、現在、商業的な頒布の対象となっておらず、印刷形態でも電子形態でも発行されていないものです。電子的利用の許可は、文化・通信大臣の認可を受けた著作権料の徴収と分配に関する団体（SPRD）が行うことになっています。元々の発行者以外の第三者とは Google 等の民間企業であり、SPRD の管理の下、民間企業によってデジタルアーカイブ化が行われ、利活用を図る取組が行われています。

このように欧州においては、孤児著作物の活用に関する様々な政策が導入されており、日本においても裁定制度の拡充を検討する価値は十分にあるといえます。裁定制度拡充の具体例としては、アーカイブ事業者からの裁定申請に対しては、通常の手続きではなく原則利用可としてアーカイブ機関への集積を優先させることが考えられます。アーカイブ事業者とは、アーカイブ機関や、アーカイブ機関への集積を行う中間事業者などが考えられます。その際には、集積についてだけは制限無く認めることにして、著作物そのものや著作物に関する情報公開については著作権切れまでの期間（または補足 2 で定義する潜水艦期間）、一部制限を課すことで、権利者保護とのバランスを採り入れることも必要です。裁定制度の拡充は、資料滅失等の喫緊の課題を有する映画フィルム等の分野で、早急に検討すべきです。

また、アーカイブされた孤児著作物をデジタル化する行為や、暗号化された原データへの復号収集（これについては補足 1 を参照）についても裁定によって合法的な利用方法に含まれることを明確にし、著作権者の許諾が得られた場合には著作物そのものや著作物に関する情報も公開してよいといったアーカイブ事業者の業務範囲等を明確にすることも必要です。そのためには、所定の基準を満たしたアーカイブ事業者のみを登録し、登録されたアーカイブ事業者のみがアーカイブ事業を行うことができるようにすることが望ましいといえます。このため、アーカイブ事業者の設立根拠法となるアーカイブ管理事業法（仮称）を設立することも併せて検討すべきと考えます。

提言④～各種推定規定の導入によるインセンティブ付与について

ここまではアーカイブ事業者および利用者の立場で検討してきました。次に著作者・著作権者の観点から検討してまいります。現在の枠組みではデジタルアーカイブの問題を検討するにあたり、原著作物の著作者・著作権者の権利を侵害しないように配慮するのみでした。しかし、今後、真に充実したデジタルアーカイブを構築し、利活用の利便性を向上させるためには、著作者・著作権者の積極的な関与は必要不可欠であり、そのためにも、著作者・著作権者からデジタルアーカイブ政策に対する能動的な協力を引き出せるような、つまり、著作者・著作権者が自主的に著作物や

デジタルアーカイブの利活用時に有用な著作物に関する情報を「提供したくなる」ようなインセンティブが必要です。

どのようなインセンティブが望ましいか、民間のアーカイブ事業者がアーカイブの充実度を競う市場環境が整っていれば自由競争に委ねることが理想的といえますが、現状ではそのような環境は望みえないことから、法律上のインセンティブ、具体的には、アーカイブ機関へ集積された情報に基づく各種の推定規定の導入について検討してもよいと考えます。

一例としては、アーカイブ機関へ集積された情報に基づいて、著作権法の登録による推定規定（第75条第3項、第76条第2項、第76条の2第3項）と同等の、著作者の推定規定、最初の発行または公表の推定規定、創作の推定規定の導入を挙げることができます。登録制度と重複したとしても、アーカイブ機関への集積で登録制度と同様の法的効果を与えれば登録コストが軽減されることになるので、権利者にとってインセンティブになるものと考えられます。

さらには一歩進んで、アーカイブ機関へ集積された時点以降に著作された、客観的な同一性を有する後発著作物に対して、アーカイブされた著作物に依拠したものであると推定する、依拠性の推定規定の導入を検討してよいと考えます。依拠性は複製権侵害の成立要件の一つとされており、依拠性は問題となる作品の作成者が既存の著作物を知っていたかどうか、それを自分の作品に利用する意思をもっていたかどうかという心理状態の問題ですので、直接立証することはできません。そのため現状では、依拠性の立証は、既存著作物へのアクセス性や結果の類似性等の間接証拠によって判断せざるをえないものとされています。

そこで、上記したような依拠性の推定規定を設けることで、著作権侵害訴訟における原告（権利者）側の立証責任が相当軽減されることになり、デジタルアーカイブ構築への権利者の積極的な関与を促すことができるため、権利者にとって大きなインセンティブになることが期待できます。

まとめ

以上のように本稿では、デジタルアーカイブにおける集積の問題に対しては、納本制度に類した法定制度を導入することで（提言①）、出版物以外の分野においてもアーカイブ機関への集積を促進するとともに、各

種推定規定を導入することで（提言④）、真に充実したデジタルアーカイブを構築していくことについて述べました。また、デジタルアーカイブにおける利活用の問題では、例えば孤児著作物の問題を取り上げて再裁定の要件を緩和することで（提言②）、一度裁定が認められた孤児著作物の第三者による利用を促進することについて述べました。さらに、裁定制度の拡充を図ることで（提言③）、著作権者保護の観点を意識しつつ孤児著作物の集積を優先させるとともに、所定の基準を満たしたアーカイブ事業者のみに集積を行わせるべく、著作権等管理事業法と同様のアーカイブ管理事業法（仮称）の設立についても述べました。なお、本稿の内容は知的財産推進計画2015の意見募集に対して日本弁理士会からの意見として提出済のものに加筆をしたものであり、本稿の提案がデジタルアーカイブ政策の一助になれば幸いです。また、本稿を執筆するにあたり、著作権委員会第一部会の皆様⁽¹⁾にご協力をいただき、大変有意義な議論をさせていただきました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。

注

- (1) アーカイブに関するタスクフォース 報告書
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/dai7/siryou2-2.pdf
- (2) 知的財産推進計画2014
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>
- (3) 「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenbosyu/2015keikaku/bosyu.html>
- (4) アーカイブの利活用 集中討議 議論の整理(案)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai11/siryou1.pdf
- (5) 著作物等のアーカイブ化の促進について
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai8/siryou6.pdf
- (6) 著作権者不明等の場合の裁定制度
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/
- (7) 権利者不明等の場合の裁定制度の見直しについて
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/minaoshi.pdf
- (8) コピライト2014.9 「Google Books 訴訟と各国のデジタル・アーカイブ政策」 増田雅史
- (9) カレントアウェアネス NO.312 (2012.6) 「EUにおける孤児著作物への対応」 今村哲也
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3501035_po_ca

1771.pdf?contentNo=1

(10) アーカイブ機関についての情報

国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/>
近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/>
e 国宝 <http://www.emuseum.jp/>
文化遺産オンライン <http://bunka.nii.ac.jp/>
東京国立近代美術館フィルムセンター <http://www.momat.go.jp/fc/>
日本写真保存センター <http://www.jps.gr.jp/archive/>
立命館大学ゲーム研究センター <http://www.rcgs.jp/>
明治大学東京国際マンガ図書館 <https://www.meiji.ac.jp/manga/>

補足 1

提言①において想定されたことが現実になれば、デジタルアーカイブ機関（公的に登録された機関）に登録されたデジタルアーカイブのうち、著作権保護期間が過ぎ、または、過ぎていなくても孤児著作物として裁定を受けたものは、利用されるケースが増えると考えられます。

その際、特に保護期間切れのものは、「すでに再利用技術が存在しない」「理想は原著作物を利用することだが、再利用コスト（現存する読み取り機器など）が予想外に高すぎて断念した。」という事態が考えられます。本文中で述べたようにゲームのハードウェアも同時に収集保存され、マイクロフィルムなども HDD への乗り換えがすすんでいます。全メディア範囲で保存が完全とはいえ、さらに近年、プログラム著作物では、市場での不正コピーを防ぐためのコピープロテクトや、リバースエンジニアリングを避ける手段、なども高度化してきました。

<http://newsroom.ucla.edu/portal/ucla/ucla-computer-scientists-develop-247527.aspx>

こちらは英語文献ですが、現時点の技術でリバースエンジニアリングが不可能な「数学的ジグソーパズル」プロテクトが開発されたというニュースです。

このような場合に、公認アーカイブ機関においては下記の手段を考慮すべきでしょう。

・ハードウェア保存から一歩ふみこんで、著作者の協力を得て「再利用しやすい、なるべくオリジナルに近いソースコード」を合理的なコストで保管しておくアーカイブ集積行為。（ただし、孤児著作プログラムにおけるコピープロテクト外しやリバースエンジニアリングを用いる集積行為による再利用の促進については議論を要する。）

・OCR 読み取りスキャン、読み取り部品がないときに別の部品をつぎはぎする行為、劣化した音楽 CD の複製などのような、一見、著作物改変・知的財産権侵害（まだ現存している権利の侵害）となりかねない方法をもちいるアーカイブ集積行為を合法化（すくなくとも刑法罪から除いておくこと）。

これら、アーカイブ集積に伴う複製・改変行為は当然アーカイブ機関が「業として」行うものであるが、「業として」行っても行為の主体がアーカイブ機関であれば「私的複製の例外」と同等に（またはそれより広い複製行為も）違法行為から除外されると定める法律が存在すべきである。

補足 2

日本では法改正による著作権保護期間の延長にあたり、遡及（一度切れた著作権が復活する）条項を付与することは今までなかったが、TPP の行方によっては外国で実際にあった著作権復活型の改正がなされる場合もある。そのような場合「潜水艦著作権」が発生するが、それについても、既に集積の労力を支払ってなされたデジタルアーカイブの集積行為により収集保存された著作物は、（公開停止を条件として）破棄せず保存可能（いわば聖域）とするべきである。

(1) 著作権委員会 第一部会：渥美 元幸 (H26, H27), 岡田 全啓 (H26), 中川 裕幸 (H27), 伊神 広行 (H26), 中山 健一 (H26), 高橋 雅和 (H27), 恒川 圭志 (H27), 坂根 剛 (H26), 中川 信治 (H27), 松本 康伸 (H27), 東 和博 (H26), 寺坂 真貴子 (H27), 白井 里央子 (H26), 中山 英明 (H26, H27), 岸尾 正博 (H27), 佐野 寛幸 (H27)
※カッコ内は所属年度を示す。

(原稿受領 2015. 8. 26)